

市政



あさって21日に開会 5月議会臨時会

スマート
フォンは
こちらから



提案される議案は、一般会計補正予算や市長専決処分の報告などです。

●会期 あさって21日～23日(木)

問 議会事務局議事課(☎025-226-3395)

くらし



マイナンバーカード 市役所本館で申請受け付け

予約は不要で、費用は無料です。カードは後日郵送で交付します。

※新規申請に限る。申請から2カ月以内に市外転出の予定がある場合は要問い合わせ

●受付日時

来年3月31日(月)まで9時半～14時半 ※土・日曜、祝日も受け付け(第3土曜の翌日を除く)

●持ち物

本人確認書類2点以上(運転免許証や健康保険証など)、通知カード ※交付申請書、住基カードがある人は持参

問 市民生活課(☎025-226-1018)

スマート
フォンは
こちらから



その他の申請方法

■スマートフォンや郵送

自宅に届いている交付申請書を使って、スマートフォンや郵送でも申請することができます。

■行政書士による個人向け申請サポート

行政書士が自宅などへ行き、カード取得手続きを支援します。

■高齢者施設向け申請サービス

職員などが施設へ出張し、入所者などの申請を受け付けます。

スマート
フォンは
こちらから



スマート
フォンは
こちらから



市役所本館で暗証番号変更などの手続きが可能に

同館交付窓口で電子証明書有効期限更新と暗証番号変更・再設定の手続きができます。

●受付日時

来年3月31日(月)まで9時半～11時半、12時半～16時45分 ※火・水曜、第3土曜の翌日を除く

●持ち物

マイナンバーカード

※暗証番号が不明な場合は、本人確認書類が必要。代理人手続きの場合、後日本人または代理人の再度来庁が必要



令和6年能登半島地震 関連情報

No.7

被災相談・申請窓口

受け付けできる主な支援制度は会場によって異なります。申請・相談に予約が必要な支援制度もあります。

※詳しくは新潟市ホームページに掲載

●開設時間 9時～17時

問 市役所コールセンター(☎025-243-4894)



スマート
フォンは
こちらから

会場	開設日	受け付けできる主な制度
西区役所健康センター棟	毎日	り災証明書、生活再建支援金、水道・下水道免除、住宅の修繕・建替、家屋の解体・撤去
市役所ふるまち庁舎6階		住宅の修繕・建替
西区以外の各区役所	祝・休日を除く月～金曜 ※東区は祝・休日を除く水・木曜。 秋葉区は祝・休日を除く月・火曜	り災証明書、生活再建支援金、水道・下水道免除

※家屋の解体・撤去の相談は、循環社会推進課(市役所本館)でも受け付け

12/31まで申請期限を延長 被災者住宅応急修理制度

日常生活に必要不可欠な部分の現状復旧にかかる修理費を支援します。 ※修理業者への支払いを終えていないものに限る。申し込み方法など詳しくは新潟市ホームページに掲載

●修理工事の完了期限を延長

申し込みされた工事が完了するまでに延長されました。速やかな工事完了に協力をお願いします。

●支援の上限額 ※り災証明書の判定による

全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
170万6千円	120万6千円	64万3千円	—	—	—

問 公共建築課(☎025-226-2880)



スマート
フォンは
こちらから

あす20日から申請を受け付け 私道の災害復旧支援

地震の影響で車両などの通行が困難となった私道の原形復旧工事費を支援します。

●支援額 対象工事に要した費用(上限あり)

※実施済みの復旧工事でも対象になる場合あり

●申込期間 あす20日～7月31日(水)

問 区役所建設課



スマート
フォンは
こちらから

9/30まで無料期間を延長 災害ごみの自己搬入

地震により壊れた家財道具を無料で自己搬入できます。 ※6月1日(土)からは、り災証明書の提示が必要

●受け入れ施設

新田清掃センター(西区笠木)、亀田清掃センター(江南区亀田)、白根環境事業所(南区白井)、新津クリーンセンター(秋葉区小口)、鑑潟クリーンセンター(西蒲区鑑潟。西区四ツ郷屋地区、西蒲区に住んでいる人のみ)、豊栄環境センター(北区浦ノ入。北区に住んでいる人のみ)、第4赤塚埋立処分地(西区東山。土砂、ブロック、れんが、陶器類のみ)

問 自己搬入手続きについて…廃棄物対策課(☎025-226-1403)

▷受け入れ施設について…循環社会推進課(☎025-226-1431)



スマート
フォンは
こちらから

来年1/31まで申請期限を延長 災害援護資金貸付

生活の立て直しのための資金を貸し付けます。 ※所得制限、返済あり

●対象者 ①②のいずれかに該当する人

①り災証明書で「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」の判定を受けた

②家財に価額の3分の1以上の被害がある

●貸付限度額 150～350万円 ※被害の程度などによって異なる。申請方法など詳しくは新潟市ホームページに掲載

問 福祉総務課(☎025-226-1169)



スマート
フォンは
こちらから

「り災証明書」は、「調査済証」に記載の調査日から5日経過していれば、